

第 3 号議案

定款の変更について

公益社団法人広島県社会福祉士会 定款 第 13 条第 2 項をつぎのとおり改正する。

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 1 回、5 月に開催する。

を

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。

に改正する。

理由

5 月の総会において決算の承認を受けるためには、理事会を 5 月初旬に開催する必要があるため、決算処理を 4 月下旬までに終え、監事監査を受ける必要がある。

1 か月の間に消費税の申告計算を行い、財務諸表を作成するには期間が短く事務局の負担が大きいため、総会を 6 月に開催できるよう定款を変更する。